

	日本	米国	欧州(EU)	イギリス	カナダ	オーストラリア
1. 名称	消費生活用製品のリコール・ハンドブック	リコール・ハンドブック	ヨーロッパにおける製品安全ーリコールを含む是正措置の指針	消費者製品リコール	消費者製品のリコールー産業への指針	製品リコールー供給者のための指針
2. 名宛人	事業者(製造、輸入、流通・販売業者) (*小売業者、中間流通業者の積極的な協力)	製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者、その他販売業者	製造者、販売者 (*品質管理、法務、企業連携の責任者)	・製造者、輸入者、卸売者、小売者一もしくは、複合形態 (*商標名を付して販売されている場合、小売者は、その店舗で販売した製品に限りリコールを行う)	輸入者、製造者、販売代理者(配給者)、卸売者、小売者	供給者
3. 対象物 ①持運び可能 ②持運び不可	消費生活用製品 ①、②: 特段の記述なし	・消費者製品(食品、医薬品、化粧品、医療器具、火器、弾薬、ボート、電動バイク、航空機、たばこを除く) ①記述なし ②記述なし	・食品を除く製品 ①最寄りの販売者、小売者に持ち込む ②消費者から集める方法を工夫する(*①②とも、製品を消費者から集める場合)	・製品(原則として、DTI所管の製品)。 (*第一には、所管製品の安全に関するリコールに適用) (*一般原則は、どの製品のリコールについても適用可能)	消費者製品	消費者製品
4. 定義 ①リコール ②是正措置 ③自主リコール ④消費者 ⑤企業顧客	①「本ハンドブックにおいて、「リコール」とは、消費生活用製品による事故の発生拡大の可能性を最小限にするための事業者による対応であって、具体的には①流通及び販売段階からの回収、並びに②消費者の保有する製品の交換、改修(部品の交換、修理、適切な者による直接訪問での修理又は点検を含む。)又は引取りを実施することをいう。」 ②記述なし ③記述なし ④記述なし ⑤記述なし	①「このハンドブックは、「リコール」という語を、修理、部品交換、代金返還の計画を指して用いる」 ②「委員会の職員は、是正措置を「リコール」と呼ぶ」 ③記述なし ④記述なし ⑤記述なし	①記述なし ②「製造者あるいは販売者が、市場においた食品を除く製品から生じる安全に関するリスクを除去することを目的とする(製品リコールを含む)」 ・製品の設計変更 ・流通過程から製品を引き上げること ・消費者に対して正しい使用法の情報と警告を伝達すること ・消費者の手元にある場合を含めて製品を改修する ・部品交換や代金返還のため消費者から製品を回収する ③記述なし ④記述なし ⑤記述なし	①「この指針においてリコールという語は、消費者がすでに購入した、潜在的に欠点のある製品による影響を最小限にするために必要な是正措置のすべてを含む」 ②リコール終了後の後発問題防止策 ③記述なし ④製品のエンド・ユーザー ⑤共同して事業活動する他企業	①「消費者製品リコールとは、カナダの規制と合致しない、あるいは製品の消費者又は使用者の健康と安全に許容しがたい危険をもつ製品を、流通、販売、消費者使用から除去すること」 ②記述なし ③記述なし ④記述なし ⑤記述なし	①定義なし(*多くのリコールは製造者と供給者が自主的に開始する) ②記述なし ③記述なし ④記述なし ⑤記述なし

	日本	米国	欧州(EU)	イギリス	カナダ	オーストラリア
<p>5. 方法</p> <p>①リコール ②是正措置 ③その他</p>	<p>①交換、改修(部品の交換、修理、適切な者による直接訪問での修理又は点検を含む)、引取り</p> <p>②記述なし</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定対応 ・設計・製造又は販売方法の変更 ・製造、流通及び販売の停止 ・関係部品や材料の納入ルートの変更 ・流通及び販売段階の製品のみ回収 ・消費者への注意喚起 ・点検による安全確認等 	<p>①製品の返却、代金返還、製品交換、修理、危険情報の周知</p> <p>②記述なし</p> <p>③記述なし</p>	<p>①部品交換、代金返還のための消費者から引き取ること</p> <p>②例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の設計変更 ・製造方法の変更 ・製品の分離と撤退 ・販売経路にある製品の改修(改修後製品にマーク) ・説明書の改善 ・正しい使い方について追加の情報提供 ・消費者の家庭での改修(改修後製品にマーク) ・消費者が製品を改修のため返還 ・部品交換・代金返還のため消費者から製品を引き取る(=リコールすること) ・製品を廃棄するよう消費者に説明 ・消費者に対し、部品交換か返還・廃棄された製品の返金を提示(是正措置をより成功させる) <p>③リコール後の製造者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修マーク、部品リサイクル、改修品再輸出の制限 	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代金返還、部品交換、改修 ・家庭用の大きな設備:家庭に技術者派遣 ・潜在的に重大でない欠点:使用上の警告 ・きわめて安価な製品:廃棄および代金返還 <p>②記述なし</p> <p>③記述なし</p>	<p>①流通、販売、消費者使用から除去すること</p> <p>②記述なし</p> <p>③記述なし</p>	<p>①修理、改修</p> <p>②記述なし</p> <p>③記述なし</p>
<p>6. 危険度</p> <p>①類型 ②判断方法 ③判断基準 ④行政機関との連携 ⑤原因(製品)の特定</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスA(死亡又は重大な人への危害発生の可能性がある) ・クラスB(中度又は軽度な人への危害発生の可能性がある) ・クラスC(人への危害発生の可能性は考えられない) <p>(*リコールの意思決定にあたっての最重要要素)</p> <p>②記述なし</p> <p>③その事故によって生命又は身体への危害、すなわち人的危害が発生したか、又は人的危害が発生する可能性があるか</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤原因究明のための速やかな対応が必要</p> <p>(*原因究明機関の積極的利用)</p> <p>(* *原因究明に時間を要することが予想される場合は、判明している事実関係をもとに、事故の拡大防止策を実施する等、必要な対応をすべき)</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスA(死亡又は重大な危害発生の可能性が極めて高いもの) ・クラスB(中度又は軽度な危害発生の可能性があるもの) ・クラスC(中度又は軽度な危害発生の可能性がないとはいえないもの) <p>(*伝統的なリコール手順のなかで、危害発生の可能性や、是正措置選択を決定する際の指針)</p> <p>②委員会の職員によるリスクレベルの査定</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠陥の類型 ・流通している欠陥製品の数 ・リスクの危険度、危害の発生可能性 ・その他適切なデータ <p>(*消費者製品安全法15条に基づく)</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤記述なし</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大リスク ・ある程度重大なリスク ・低リスク <p>(*主として製造者の判断:製品とその危険について経験ある個人あるいは小チーム)</p> <p>②情報分析し、危険を特定→リスクレベルを査定(重大性、リスク現実化の程度)→リスクの受容可能性を査定→全体的リスク判断(判断要素:製品・消費者の総数、措置の実行可能性、措置に期待される成果、市場監視機関の助言、危険に対するメディアの感覚)</p> <p>③情報源(付属書3)、査定方法(付属書5)</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤記述なし</p>	<p>①記述なし</p> <p>②リスクレベルの査定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の危険を発見する ・危険が傷害、財産・環境の侵害につながる可能性を査定する ・傷害や損害の重大性を把握する ・傷害を受ける人々、損害を受けるものを特定する <p>(*リスク範囲把握のための要素:販売された欠点ある製品の数量、製品が市場にある期間、使用する可能性のある消費者の数、製品を使用する消費者のタイプ、使用されている製品の経年数)</p> <p>③記述なし</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤記述なし</p>	<p>①記述なし</p> <p>②記述なし</p> <p>③記述なし</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤記述なし</p> <p>(*製品リコールをすべき場合: ・欠陥により製品が安全でない ・安全でない製品に起因する消費者の傷害・死亡 ・製品が立法上の要請に合致していない)</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品が傷害を起こす可能性がある場合 ・短期的には傷害を起こす可能性がない場合 <p>②包括的なリスク分析</p> <p>③記述なし</p> <p>④記述なし</p> <p>⑤記述なし</p>